

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年12月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー岩川店

曾於市大隅町岩川7379番地1 外10筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年3月15日

3 意見の概要

変更後の荷捌き時間帯が、早朝及び夜間帯になることから、店舗及び商品搬出入車両の照明・騒音等が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明し、理解を得ること。